

3 陳情第 19 号

3 陳情 第 1 9 号	刑法の性犯罪規定の見直しについて国に対し意見書の提出を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年6月1日受理、令和3年6月11日付託
陳情者	新宿区左門町————— ————— 代表 —————

(要 旨)

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 性交同意年齢を現行の13歳から16歳へ引き上げること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪について規定を設けること。
- 4 公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。

上記の事項について地方自治法第99条の規定による国への意見書の提出をお願い致します。

(理 由)

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を深く傷つけ、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。

これまでの刑法の罰則では不十分であるという声が高まり、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われ、強姦罪が強制性交等罪へ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とするなど改正されました。しかし、強制性交等罪は暴行・脅迫があったことが犯罪成立の要件となっており、その程度は判例により「抵抗を著しく困難にする程度」と解釈されています。そのため、被害者が激しい抵抗をしなければ加害者を罪に問えずに、加害者側が無罪となる例が生じています。

(例：24歳男性が14歳中学生に覆い被さるなどして性交したが、大きな抵抗がなかったとされた事案)

性的暴行を受けると、被害者は動きたくても動けない、しゃべれないといった生理的・精神的反応が認められるというのが、専門家の一致した見方です。被害者の視点に立ち、抵抗の有無や程度で犯罪かどうかを判断するような暴行・脅迫要件を見直すことが必要です。

また、中学生が性暴力を受けても、大人と同じように暴行脅迫要件が必要です。今の刑法では、13歳以上を性交同意年齢として、暴行脅迫要件がなければ罪になりません。性交同意年齢を、13歳以上ではなく、せめて16歳以上へ引き上げることで子どもへ

3 陳情第 19 号

の性被害対策になります。

さらに、地位を利用し性行為を行う場合もあり、助けを求めることが難しく、暴行や脅迫がなくても被害者は声を上げられないことがあります。

強姦性交等罪は公訴時効の期間が 10 年であり、訴えることができる期間が短すぎるため、性犯罪の公訴時効を撤廃することで、被害者の泣き寝入りを防ぐことができます。

刑法改正の成立にあたっては、衆議院及び参議院の附帯決議により、附則に、施行後 3 年を目途として、施策の在り方について検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることと明記されました。この趣旨を尊重し、上記の 4 点を性犯罪に対する刑法規定の見直しに取り組むように求める意見書を国に提出するよう求めます。